

<報道発表資料>

令和4年4月22日

5月は「九都県市一斉 自転車マナーアップ強化月間」です

九都県市（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市）の自転車安全利用対策担当課で構成する「首都圏自転車安全利用対策協議会」では、5月1日（日）から31日（火）までの1か月間を「九都県市一斉自転車マナーアップ強化月間」と定め取組を実施します。

令和3年中の埼玉県内の自転車乗用中の交通事故死者数は34人で、令和2年と比べ12人増加し、全国ワースト1位と非常に高い水準にあります。

また、年齢別では、高齢者の割合が最も高く、全体の約7割を占めています（34人中高齢者が23人）。

今年に入り、自転車乗用中の死者数は、令和4年4月20日現在6人となっています。

県では、自転車に関する交通事故の防止を図るため、市町村等と連携し、運動重点である自転車交通ルールの遵守及びマナーの向上などを呼び掛けます。

●「九都県市一斉 自転車マナーアップ強化月間」活動概要

1 運動期間

令和4年5月1日（日）から31日（火）までの1か月間

2 スローガン

自転車も のれば車の なかまいり

3 運動重点

- (1) 九都県市共通重点
 - 自転車交通ルールの遵守及びマナーの向上
 - 自転車点検整備の促進
 - 自転車損害賠償保険等への加入促進

(2) 埼玉県重点

- 自転車乗用時のヘルメットの着用促進

4 統一行動日

- 5月10日(火) 自転車安全利用の日

5 その他

- 自転車安全利用五則
 - ① 自転車は、車道が原則、歩道は例外
 - ② 車道は左側を通行
 - ③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
 - ④ 交通ルールを守る
 - ・ 飲酒運転、二人乗り、並進の禁止
 - ・ 夜間はライトを点灯
 - ・ 交差点での信号遵守と一時停止、安全確認
 - ⑤ 子どもはヘルメットを着用
- 自転車に乗る前に
 - ① 自転車の点検整備をしましょう
 - ② 自転車保険等へ加入しましょう

■ 埼玉県ホームページタイトル

「令和4年九都縣市一斉 自転車マナーアップ強化月間」

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0311/jitensya/jitensyagekan.html>